

ご案内

高齢者のための所得税、市・都民税の控除

【高齢者の障害者控除】

市では、介護保険が要介護1以上（65歳以上）の方が一定の要件を満たす場合に、障害者控除対象者の認定（要申請）を行っています。その場合、身体障害者手帳等の交付を受けていない方でも税控除の対象となります。

【身体障害者手帳等をお持ちの65歳以上の方】

手帳等では普通障害者控除の対象であっても特別障害者に該当し、控除額が変わる場合があります。詳細はお問い合わせ下さい。

日本語発表会

町田日本語の会、町田国際交流センターで、日本語を学んでいる皆さんによる発表会です。日本に来て驚いたことや楽しかったこと等を聞くことができます。

【おむつ費用の医療費控除】

傷病等のため6か月以上寝たきりの方のおむつ費用は、

公開している会議 傍聴のご案内

会議名	日時	会場	定員	申し込み
町田市福祉のまちづくり推進協議会	1月26日(月) 午後3時～5時	市庁舎3階会議室3-1	5人(申し込み順)	事前に電話またはFAXで福祉総務課(☎724・2133FAX050・3101・0928)へ
町田市食育推進計画推進委員会	1月28日(水) 午後1時30分～3時30分	市庁舎2階プロジェクトルーム	5人(申し込み順)	事前に電話で保健企画課(☎724・4241)へ
町田市廃棄物減量等推進審議会	1月28日(水) 午後6時～8時	市庁舎2階会議室2-2	10人(申し込み順)	1月27日午後5時までに電話で環境政策課(☎724・4386)へ
町田市国民健康保険運営協議会	1月29日(木) 午後2時～4時	市庁舎2階会議室2-1	3人(申し込み順)	1月27日午後5時までに電話で保険年金課(☎724・4027)へ
町田市高齢社会総合計画審議会	1月29日(木) 午後4時～6時	市庁舎2階会議室2-2	10人(申し込み順)	事前に電話で高齢者福祉課(☎724・4048)へ
相原地区資源ごみ処理施設連絡会	1月31日(土) 午後6時から	堺市民センター第1会議室	5人程度(先着順)	直接会場へ(☎724・4384)
町田市環境審議会	2月3日(火) 午後6時30分～8時30分	市庁舎2階会議室2-2	10人(申し込み順)	2月2日午後5時までに電話で環境政策課(☎724・4386)へ

※直接会場へおいで下さい。
日2月11日(祝) 午後2時～4時
場町市民フォーラム3階ホール
188人(先着順)
定188人(先着順)
町田国際交流センター☎722・4260 FAX722・5330

ご意見を募集します
南町田駅周辺地区拠点整備基本方針(案)

南町田駅周辺の将来のまちづくりの姿を示す「南町田駅周辺地区拠点整備基本方針(案)」へのご意見を募集します。

資料の閲覧・配布窓口都市政策課(市庁舎8階)、市政情報課・広聴課(市庁舎1階)、各市民センター、町田・南町田・鶴川の各駅前連絡所、木曾山崎・玉川学園の各コミュニティセンター、生涯学習センター、男女平等推進センター、町田市民文学館、各市立図書館(木曾山崎図書館を除く)。市立図書館は一時休館のため2月11日まで閲覧不可

※町田市民ホームページでもご覧いただけます。
募集期間2月20日(金)まで(必着)
提出方法住所・氏名・連絡先・案件名・ご意見を明記し、直接、郵送、FAXまたはEメールで都市政策課(〒194-8520、森野2-1-22、市庁舎8階、☎050・3161・51502 FAX050・3161・51502)へ。
※資料の閲覧・配布をしている各窓口でも提出できます。
※郵送の場合は、配布資料に

税金の申告受付がはじまります

町田市民税課☎724・2117、2114
所得税、贈与税、消費税、町田税務署☎728・7211
事業税、八王子都税事務所個人事業税係☎042・644・1111

市・都民税の申告

平成27年1月1日現在、町田市に住所がある方は原則市・都民税の申告が必要です。次に該当する方は申告不要です。①所得税の確定申告をする方②収入が「給与所得のみ」「公的年金等に係る雑所得のみ」またはその両方のみで、「給与支払者」「公的年金支払者」またはその両方から市役所へ支払報告のある方。

※源泉徴収票に記載のない控除は申告が必要です。
※市・都民税の申告は郵送でも受け付けています。
○申告に必要なもの
①申告書(会場に有り、町田市ホームページでダウンロードも可)②印鑑③源泉徴収票等前年中の収入を証明する資料、各種控除の資料(医療費の領収書、障害者手帳、寄附金の受領証 他)
※③は該当する方のみ

市・都民税申告 受付日程

会場	期間・期日	受付時間
イベントスタジオ(市庁舎1階)	2月2日(月)～3月16日(月)の平日	午前9時～午後4時
ワンストップロビー(市庁舎1階)	2月22日(日)、3月1日(日)	
堺市民センターホール	2月5日(木)	
南市民センターホール	2月12日(木)	
町田リサイクル文化センター研修室(2階)	2月18日(水)	午前9時30分～午後4時(午前11時30分～午後1時は除く)
小山市民センターホール	2月26日(木)	
鶴川市民センターホール	3月5日(木)、6日(金)	
なるせ駅前市民センターホール	3月11日(水)	

※市庁舎以外の会場では午前中の受け付けが混雑した場合、午後の受け付けになることがあります。
※印鑑、収入の証明ができるもの、社会保険料等の領収書・証明書をお持ち下さい。
※添付書類は申告書に貼らないでお持ち下さい。
※各会場には税務署職員がいないため、確定申告の相談はできません。
※市庁舎以外の会場は、車でのお来場はご遠慮下さい。

添付している専用封筒(料金受取人払郵便)を利用できます。
【注意事項】
○書式は自由です。
○電話、口頭によるご意見はお受けできません。
○個別回答は行いません。
○公序良俗に反するもの、特定の団体・個人等に対する誹謗中傷が含まれるものは無効とします。
○寄せられたご意見は、個人情報を除き、4月ごろに公表します。
問都市政策課☎724・4248

また、税務署や税理士無料相談会で確定申告書の提出が不要とされた方は、その際に使用した「地方税連絡用」の印を押印された確定申告書とその添付資料。
詳細は「平成27年度市民税・都民税申告のご案内」(市民税課(市庁舎2階)で配布、町田市ホームページでダウンロードも可)をご覧ください。か、お問い合わせ下さい。

注意下さい

○公的年金収入金額が400万円以下かつ公的年金等にかかる雑所得以外の所得金額が20万円以下の方
確定申告は原則不要です

が、各種控除の追加は、市・都民税の申告が必要です。
○住宅借入金等特別税額控除の対象になる方
居住開始日と特別控除可能額が記載された源泉徴収票、または税務署に提出した申告書の控えが必要です。
○確定申告書を提出する方
確定申告書第二表に、「住民税に関する事項」の欄があります。該当する方は記入をお願いします。

特に、個人住民税(市・都民税)の寄附金税額控除の適用を受けようとする方は、この欄の中の「寄附金税額控除」欄の記入が必要です。未記入の場合、市・都民税の控除を受けられません。

市・都民税額の試算

町田市ホームページで、源泉徴収票の内容や所得の状況等を入力すると、個人住民税(市・都民税)額を試算し、市・都民税申告書を作成・印刷して市に提出も可能です。平成27年度分の試算は、1月末から利用できる予定です。

○贈与税の申告も忘れずに
平成26年中に、個人から土地、建物、現金、預貯金、株式、債券等の財産の贈与を受け、その財産の合計額が10万円を超える方や「相続時精算課税」を選択した方は、贈与税の申告が必要です。次の場合も贈与税の課税対象となる場合があります。
①無償で不動産や株式等の財産の名義を変更した場合
②共同で不動産を購入し、購入資金の負担割合を超えた割合で持分の登記を行った場合
③不動産や株式等取得するために、父母などから資金を借り入れ、その返済が「出世払い」等のように、実質的に贈与と認められる場合
※贈与税の申告は、国税庁ホームページの「確定申告書作成コーナー」で作成し、郵送またはe-Taxで送信する必要があります。

町田税務署から
確定申告の受付会場は、ぽっぽ町田地下1階です(駐車場は有料)。
期間2月2日(月)～3月16日(月)の平日、2月22日(日)、3月1日(日)
受付時間午前8時45分～午後4時(提出は午後5時まで)
問町田税務署☎728・7211

申告書の提出

e-Taxでの送信、郵送、税務署の時間外収受箱への投函でも提出できます。
なお、所得税及び復興特別所得税の確定申告書は2月2日(月)～3月16日(月)、いずれも午前9時～午後4時に、市庁舎1階のワンストップロビー・イベントスタジオでも作成済みの申告書に限り

にせ税理士・にせ税理士法人にご注意を
無資格者が税金の相談、申告書の作成等を行うことは、法律で禁じられています。依頼者が思わぬ損害を被る可能性があります。
税理士は、税理士証票を携帯し、税理士バッジを着用しています。
問東京税理士会☎03・3356・4476

○期限内に申告を
申告が遅れると、1回あたりの納付金額が多くなったり、市・都民税の課税・非課税証明書等の交付や、国民健康保険料等の軽減等が受けられない場合があります。
町田市ホームページで、源泉徴収票の内容や所得の状況等を入力すると、個人住民税(市・都民税)額を試算し、市・都民税申告書を作成・印刷して市に提出も可能です。平成27年度分の試算は、1月末から利用できる予定です。